

厚生省官制の一部を改正する法律案

厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條中「六局」と「七局」に、「公衆保健局」

を「公衆衛生局」に改め、「予防局」の次に「薬務

局」を加える。

第四條中「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、

第四号を第五号とする。

第四号水道、下水道及清掃衛生ニ関スル事項

第五條第一号中「及薬事」及び第二号を削り、第

三号を第二号とする。

第五條第二号を次のように改める。

一 保健所ニ関スル事項

二 疾病ノ予防ニ関スル事項（但シ公衆衛生局ノ

主管ニ属スルモノヲ除ク）

第五條ノ四 薬務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 薬事ニ関スル事項

二 衛生資材ニ関スル事項

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

厚生省の行政機構改革に関する件

昭和二十三年五月二十六日
閣議決定

一 衛生行政機構を再編成すること

医薬品等に関する行政の強化を図るため
薬務局（假称）を新設すると共に検査局
を廃止すること

二 引揚援護廳を設置すること

引揚援護院と役員局を合体して引揚援護
廳を設置すること

厚生省現機構

公衆保健局

医務局

予防局

本省
社會局

児童局

保険局

復員局

引揚援護院
援護局

検査局

以上九局

七月日以後における厚生省機構

公衆衛生局

医務局

予防局

本省
藥務局

社會局

児童局

保険局

引揚援護廳
援護局

復員局

以上九局

註検査局は廢止する

裏面白紙

厚生省官制

昭三三、一、一勅令第七号
改正
昭三三、二、八、三法律第九十七号又
昭三三、二、九、一政令第七十三号
昭三三、三、一四政令第三十八号

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會事業其ノ他國民生活ノ保護
指導及社會保險（労働省ノ所管ニ属スル事項ヲ除ク）ニ関スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 所管行政ノ綜合調整ニ関スル事項
- 二 所管行政ニ関スル調査及審議立案一般ニ関スル事項
- 三 所管行政ノ考査一般ニ関スル事項
- 四 人口問題研究所ニ関スル事項

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

公衆保健局

医務局

予防局

社会局

児童局

保険局

第四條 公衆保健局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 國民ノ健康増進ニ関スル事項
- 二 栄養ニ関スル事項
- 三 飲食物ノ衛生及環境衛生ニ関スル事項
- 四 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第四條ノニ 公衆保健局ニ國立公園部ヲ置ク

國立公園部ニ於テハ國立公園ニ関スル事務ヲ掌ル

第五條 医務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 医事及藥事ニ関スル事項
- 二 衛生資材ニ関スル事項
- 三 國ニ於テ医療ヲ爲スヲ要スル患者ノ医療ニ関スル事項
- 第五條ノニ 予防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 疾病ノ予防ニ関スル事項

二 水道、下水道及清掃衛生ニ関スル事項

第六條 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療ニ関スル事項

二 戦時災害保護ニ関スル事項

三 社会福利施設ニ関スル事項

四 其ノ他社会事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第六條ノ二 児童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 児童ノ福祉ニ関スル事項

二 児童ノ保育教護其ノ他保護ニ関スル事項

三 児童及妊娠婦ノ保健衛生ニ関スル事項

四 其ノ他児童ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第七條 削除

第八條 保険局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険及國民健康保険ニ関スル事項

二 船員保険、厚生年金保険及退職積立金又退職手當ニ関スル事項

三 其ノ他社会保険ニ関スル事項

第九條 省務ニ參與セシムル為厚生省ニ參與ヲ置クコトヲ得

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ一級官吏及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ一級官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官

專任	五人
專任	三百十八人
專任	二千四百八十八人

一級
二級
三級

二 水道、下水道及清掃衛生ニ関スル事項

第六條 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療ニ関スル事項

二 戦時災害保護ニ関スル事項

三 社会福利施設ニ関スル事項

四 其ノ他社会事業其ノ他国民生活ノ保護指導ニ関スル事項

第六條 二 児童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 児童ノ福祉ニ関スル事項

二 児童ノ保育教護其ノ他保護ニ関スル事項

三 児童及妊産婦ノ保健衛生ニ関スル事項

四 其ノ他児童ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第七條 削除

第八條 保険局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保険及国民健康保険ニ関スル事項

二 船員保険、厚生年金保険及退職積立金又退職手當ニ関スル事項

三 其ノ他社会保険ニ関スル事項

第九條 省務ニ參與セシムル為厚生省ニ參與ヲ置クコトヲ得

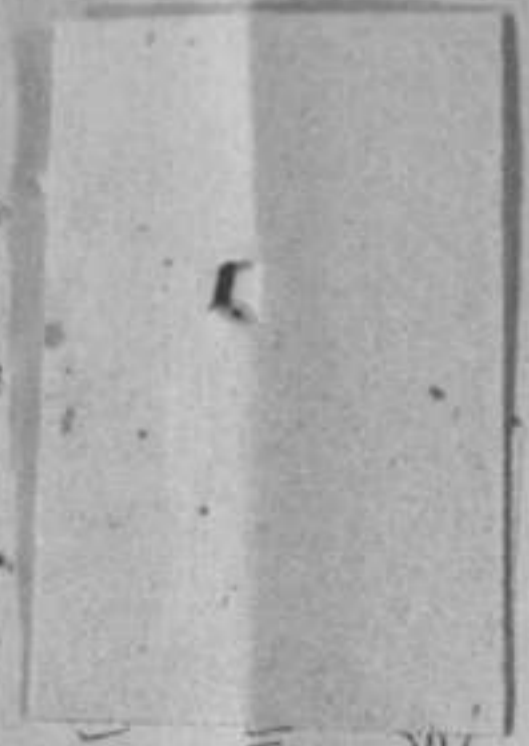
參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ一級官吏及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ一級官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生省ニ左ノ職員ヲ置ク

厚生事務官



四人	一級
三百十四人	二級
二千四百八十三人	三級

めくれず

厚生技官

專任 三人

一級

專任 二千六百九十二人
專任 千二百三十二人

二級

内三千六人ヲ一級ト爲スコトヲ得

三級

第十條ノ二 厚生大臣ハ前條職員ノ一部ヲ都道府縣ニ駐在セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ傳染病予防ニ從事スルモノトス

第十一條 第十條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳ノ一級又ハ二級ノ

官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第十一條ノ二 國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條ノ三 厚生省ニ病院調査官ヲ置キ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官

ノ命ヲ承ケ國民医療法施行令ニ規定スル実地修練ニ必要ナル施設ノ調査又指

定ニ関スル事務並ニ実地修練ノ指導監督ヲ掌ル

第十二條 厚生省ニ児童福祉官ヲ置キ二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官ヲ以テ

之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ児童又ハ妊産婦ノ保護、保健其ノ他福祉ニ関スル實

地ノ指導監督ヲ掌ル

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十八條 削除

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條 削除

第二十二條 厚生省ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗ノアル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任

スルコトヲ妨ゲズ

第二十三條 削除

厚生技官

専任 三人

一級

六百八十八人

二級

内三六人ヲ一級ト爲スコトヲ得

百二十八人

三級

第十條ノ二 厚生大臣ハ前條職員ノ一部ヲ都道府縣ニ駐在セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ傳染病予防ニ從事スルモノトス

第十一條 第十條ノ職員ノ外厚生大臣ノ奏請ニ依リ関係各廳ノ一級又ハ二級ノ

官吏ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第十一條ノ二 國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條ノ三 厚生省ニ病院調査官ヲ置キ二級ノ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官

ノ命ヲ承ケ國民医療法施行令ニ規定スル実地修練ニ必要ナル施設ノ調査又指

定ニ関スル事務並ニ実地修練ノ指導監督ヲ掌ル

ハ 厚生省ニ教護官ヲ置キ二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官ヲ以テ之ニ充

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十八條 削除

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條 削除

第二十二條 厚生省ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ学識経験ノアル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ

命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任

スルコトヲ妨ゲズ

第二十三條 削除

めくれず

裏面白紙

第二十四條 厚生大臣ハ國ニ於テ医療ヲ爲スヲ要スル患者ノ医療ニ関スル事務ハ
ノ一部ヲ分掌セシムル爲病院又ハ療養所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ
厚生大臣之ヲ定ム病院又ハ療養所ノ長ハ一級又ハ二級ヲ厚生技官ヲ以テ之ニ
充ン

第二十五條 第五條ノ患者ノ範圍ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス